



かけ橋とは…

- 農地と担い手をつなぐ…
- 現場と農政をつなぐ…
- 消費者と農業者をつなぐ…
- 農地と農村をつなぐ…
- 次の世代と農業をつなぐ…

かけ橋



新任の挨拶

南魚沼市農業委員会

会長 並木孝夫



農業委員会は3年前の改選から、改正農委法による新体制で、農業委員19名、最適化推進委員24名となりました。このたびの改選で2期目となりますので、皆様にも周知頂けたことと思います。

改正農委法では、「農地利用の最適化」を農業委員会の必須事務と位置づけましたが、農地中間管理事業等改正法で、中間管理機構との連携が、そして「人・農地プラン」への参画が法定化されるに至り、農業委員会の責務は大きくなるばかりです。

あらためて述べるまでもないかと思いますが、「農地利用の最適化」には、①担い手へ農地を集積と集約、②遊休農地の発生防止と解消、③新規参入の促進の3点があります。

当農業委員会でもすでに取り組んでおりますが、農業人口の減少や高齢化、後継者不足など、山積する課題の克服は容易ではありません。関係機関との連携を強化し、一歩ずつでもしっかりと進めていきたいと思っています。

農業委員会活動に農地パトロールがあります。農地利用状況と遊休農地の把握、そして違反転用の早期発見。しっかり見て回りますので、緑の帽子と腕章を付けた作業服姿を見たら、よろしくお願いたします。

今後も、小学校への食育出前授業や、青年農業者・認定農業者・女性農業者との意見交換会や交流会活動を通して、地域農業の啓発と活性化に努めますので、皆様のご理解とご協力、よろしくお願いたします。

南魚沼市農業委員会へのお問い合わせは

電話 025-773-6664 FAX 025-773-6710

E-mail nouchi@city.minamiuonuma.lg.jp までお願いします。

委員紹介

7月の改選により、19人の農業委員と、24人の農地利用最適化推進委員が選任されました。

令和5年までの3年間の任期となりますのでよろしくお願
いいたします。

農地、農業についてのご相談は、お近くの農業委員・農地利
用最適化推進委員までご連絡ください。

大和地域

農業委員

藪神地区



井上秀樹
(3期目/一村尾)

浦佐地区



関 匡和
(5期目/浦佐)
会長職務代理

東地区



駒形哲也
(3期目/茗荷沢新田)



山崎輝代
(1期目/山崎)

大崎地区



中島直樹
(4期目/大崎)



中島 修
(1期目/大崎)

城内地区



棚村光正
(2期目/長森)



南雲廣悦
(1期目/上出浦)

五十沢地区



大平泰弘
(2期目/野中)

六日町地区



牛木友哉
(3期目/小栗山)



片桐 京
(1期目/西泉田)

六日町地域



大巻地区



西野徳光
(1期目/五日町)



中俣 涉
(1期目/野田)

城内地区



会長
並木孝夫
(5期目/法音寺)

上田地区



林 昭彦
(2期目/雲洞)

石打地区



田村芳文
(1期目/上一日市)

中之島地区



荒川 敦
(1期目/八竜新田)

塩沢地区



原澤 眞
(2期目/上十日町)



宮田京子
(1期目/天野沢)

塩沢地域

数神地区



桑原善和
(2期目/今町)



志太要一
(1期目/市野江甲)



井口博
(2期目/五箇)



佐々木大輔
(1期目/浦佐)

浦佐地区

大和地域

農地利用最適化推進委員

東地区



小杉一明
(2期目/船ヶ沢新田)



櫻井隆
(1期目/門前)



関英夫
(2期目/穴地)



山田久雄
(1期目/今町新田)

大崎地区

城内地区



水澤利徳
(2期目/麓)



山本晴夫
(2期目/山谷)



青木悦夫
(1期目/津久野)



篠田猛
(1期目/六日町)



勝又信行
(1期目/美佐高)

五十沢地区

六日町地区

六日町地域

塩沢地区



上村良男
(1期目/思川)



上村正明
(1期目/泉盛寺)

塩沢地域

大巻地区



高野作栄喜
(4期目/寺尾)



今井聡
(1期目/大杉新田)



貝瀬茂利
(4期目/下出浦)

城内地区

上田地区



長谷川政一
(1期目/長崎)



佐藤勝美
(1期目/枝吉)

石打地区



高橋正男
(1期目/大沢)



小野塚真
(1期目/石打)

中之島地区



高村英男
(2期目/五郎丸)



林秀夫
(1期目/姥島新田)

農地のあっせんについて

農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地の集団化や利用の効率化を促進するため、農業委員会では、農地の出し手及び受け手からの申し出を受け、「農地移動適正化あっせん基準」の要件を満たした担い手へあっせんを行っています。

農地のあっせん売買について

農業委員会にあっせん売買の申し出を行う以前に、当事者相互間で話し合いが行われ、買受人があらかじめ決められているなど、取引が実質的に成立している場合は、あっせんの対象とはなりませんので、ご注意ください。

◆売った場合の税金について

農業委員会のあっせんにより、地域の担い手に売買された農地については、譲渡所得税の特別控除の特例措置が講じられています。

(年間800万円まで)

◆買った場合の税金について

農業委員会のあっせんにより、農地を買受けた担い手にも登録免許税、不動産取得税の税率の軽減措置が講じられています。

○対象となる農地は・・・

・農業振興地域内農用地区域内にある農地であること。

○買受人の条件は・・・

・買受人の権利取得後の経営面積が110a以上となること。

○あっせんの順位について・・・

・あっせんは、地域の担い手(認定農業者等)に優先的に行います。

農地パトロールを実施します

農業委員会では、農地利用の総点検、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止等のため農地パトロールを実施しています。

今年第1回農地パトロールを8月20日から28日にかけて行う予定です。パトロール結果を取りまとめ、2回目のパトロールも年内に実施する予定です。

農業委員会の主な活動

- ・6月25日(木) 第6回農業委員会総会(大和庁舎)
- ・7月20日(月) 第7回農業委員会総会(大和庁舎)



農地の貸借、所有権の移転等は農業委員会へ

- 申請・届出は締切日までに全ての必要書類が整うように、早めに準備を進めてください。
- 行政書士ではない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。

申請月	申請締切日	総会予定日	開会予定時刻	総会会場
9月	9月10日(木)	9月25日(金)	午前9時	市役所 大和庁舎 旧議場 (3階)
10月	10月9日(金)	10月26日(月)	午前9時	
11月	11月10日(火)	11月25日(水)	午後2時	
12月	12月10日(木)	12月25日(金)	午前9時30分	

農業委員会総会は月に1回開催され、農地の権利移動や農地転用の許可などを審議します。

※農業委員会総会は公開されており、傍聴が可能です。開催日時などが変更になることもあるため、傍聴を希望される方は事前に農業委員会事務局までご連絡ください。